2026年11月19日

各　位

会社名　　株式会社プロジェクトホールディングス
代表者名　　代表取締役ＣＥＯ　土井　悠之介
（コード：9246、東証グロース市場）
問合せ先　　取締役ＣＦＯ　松村　諒
（TEL．03－6459－1025）

TX1株式会社による当社株券等に係る株式等売渡請求を行うことの決定、当該株式等売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ

2026年11月12日付「TX1株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社、その他の関係会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、TX1株式会社（以下「TX1」といいます。）は、2026年９月29日から当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注１）（以下、当社株式と本新株予約権を総称して「当社株券等」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2026年11月18日をもって、当社株式5,179,837株（議決権所有割合（注２）：90.98%）を所有するに至り、TX1は当社の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定める特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）となっております。

（注１）　下記①乃至⑦の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といい、本新株予約権の所有者を以下「本新株予約権者」といいます。また、本公開買付けにおける本新株予約権１個当たりの買付け等の価格を個別に又は総称して、以下「本新株予約権買付価格」といいます。

① 2018年11月22日開催の当社株主総会の決議に基づいて発行された第１回新株予約権（行使期間は2020年11月22日から2028年11月21日まで）
② 2019年12月17日開催の当社株主総会の決議に基づいて発行された第２回新株予約権（行使期間は2021年12月17日から2029年12月16日まで）
③ 2020年11月13日開催の当社株主総会の決議に基づいて発行された第３回新株予約権（行使期間は2022年11月13日から2030年11月12日まで）
④ 2022年４月18日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された第４回新株予約権（行使期間は2023年３月１日から2030年２月28日まで）
⑤ 2025年２月27日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された第５回新株予約権（行使期間は2028年４月１日から2035年３月19日まで）
⑥ 2026年２月13日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された第６回新株予約権（行使期間は2029年４月１日から2036年３月17日まで）
⑦ 2026年７月１日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された第７回新株予約権（行使期間は2029年４月１日から2036年３月17日まで）

（注２）　「議決権所有割合」とは、当社が2026年９月10日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年８月31日現在の当社の発行済株式総数（5,487,450株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（41,341株（ただし、ＢＢＴ所有株式（注３）（137,043株）は法令上、議決権が存在することから自己株式数から控除しております。））を控除した株式数（5,446,109株）に、同日現在に残存する本新株予約権（4,297個）の目的となる当社株式の数（247,450株）を加算した株式数（5,693,559株、以下「本基準株式数」といいます。）に係る議決権数（56,935

個）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、議決権所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注３） 「ＢＢＴ所有株式」とは、当社の「株式給付信託（ＢＢＴ）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が所有する当社株式をいいます。以下同じです。

TX1 は、本公開買付けの成立により、当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至ったことから、当社が 2026 年９月 28 日付で公表した「TX1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（４）公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、TX1 が当社株式の全て（ただし、当社又はその子会社の従業員に付与された当社の譲渡制限付株式（25,783 株）のうち本日において譲渡制限が解除されていないもの（17,799 株）及び本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、TX1 が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式（ただし、ＢＢＴ所有株式を除きます。）を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、当社の株主を TX1 のみとし、当社を完全子会社化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法第 179 条第１項及び第２項に基づき、当社の株主の全員（ただし、TX1 及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を TX1 に売り渡す旨の請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）をするとともに、併せて、本売渡新株予約権者（注４）の全員（ただし、TX1 を除きます。以下、本売渡株主と併せて「本売渡株主等」といいます。）に対し、その所有する本売渡新株予約権（注４）（以下、本売渡株式と併せて「本売渡株式等」といいます。）の全部を TX1 に売り渡す旨の請求（以下「本新株予約権売渡請求」といい、「本株式売渡請求」と併せて「本株式等売渡請求」と総称します。）をするとのことです。

（注４） 本新株予約権売渡請求の対象となる第４回新株予約権乃至第７回新株予約権を総称して、「本売渡新株予約権」といい、本売渡新株予約権の所有者を「本売渡新株予約権者」といいます。

当社は、本日付で TX1 から本株式等売渡請求に係る通知を受領し、本日付の当社取締役会決議において本株式等売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本株式等売渡請求の承認により、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することになり、本日から 2026 年 12 月 10 日まで整理銘柄に指定された後、2026 年 12 月 11 日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

記

１．本株式等売渡請求の概要

（１）特別支配株主の概要

（１）	名称	TX1 株式会社
（２）	所在地	東京都港区六本木六丁目 10 番１号
（３）	代表者の役職・氏名	代表取締役　嶋岡　学
（４）	事業内容	株式、社債等の有価証券等への投資、その保有及び運用並びにそれらに付帯関連する一切の業務
（５）	資本金	１円
（６）	設立年月日	2026 年９月３日
（７）	大株主及び持株比率	テクノプロ・ホールディングス株式会社　100.00%
（８）	当社と特別支配株主の関係	
	資本関係	TX1 は、本日現在、当社株式 5,179,837 株（所有割合（注）：90.98%）を所有しております。
	人的関係	該当事項はありません。

	取　引　関　係	TX1、当社及びＳＢＩホールディングス株式会社は、2026 年９月 28 日付で、本取引実行後の当社の子会社である株式会社プロジェクトカンパニーとＳＢＩホールディングス株式会社との間の業務提携の内容及び既存の事業上の取引の継続について定めた業務提携契約を締結しております。
	関連当事者への該当状況	TX1 は当社の親会社であり、TX1 と当社は相互に関連当事者に該当します。

（注）「所有割合」とは、本基準株式数（5,693,559 株）に対する所有株式数の割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。

（２）本株式等売渡請求の日程

売渡請求日	2026 年 11 月 19 日（木曜日）
当社の取締役会決議日	2026 年 11 月 19 日（木曜日）
売買最終日	2026 年 12 月 10 日（木曜日）（予定）
上場廃止日	2026 年 12 月 11 日（金曜日）（予定）
取得日	2026 年 12 月 15 日（火曜日）（予定）

（３）売渡対価

① 当社株式１株につき、金 2,200 円

② 本売渡新株予約権１個につき、金１円

２．本株式等売渡請求の内容

当社は、TX1 から、本日付で本株式等売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は以下のとおりです。

（１）特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の２第１項第１号）

該当事項はありません。

（２）本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の２第１項第２号及び第３号）

TX1 は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式１株につき 2,200 円の金銭を割当交付いたします。

（３）本新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の２第１項第４号）

ア　特別支配株主完全子法人に対して本新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の２第１項第４号イ）

該当事項はありません。

イ　本新株予約権売渡請求により本売渡新株予約権者に対して本売渡新株予約権の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の２第１項第４号ロ及びハ）

TX1 は、本売渡新株予約権者に対し、本売渡新株予約権の対価（以下「本新株予約権売渡対価」といい、本株式売渡対価と併せて、以下「本売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡新株予約権１個につき１円の金銭を割当交付いたします。

（４）特別支配株主が本売渡株式等を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の２第１

項第５号）
2026 年 12 月 15 日

（５）本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の２第１項第６号・会社法施行規則第 33 条の５第１項第１号）

TX1 は、本売渡対価の全てを、TX1 の現預金により支払うことを予定しております。TX1 は、TX1 の 2026 年 11 月 18 日時点の預金残高について、当社に同日付の預金残高照会一覧を提出しております。

（６）その他の本株式等売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の２第１項第６号・会社法施行規則第 33 条の５第１項第２号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載又は記録された本売渡株主等の住所又は本売渡株主等が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。

ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて、当社が指定した方法により（ただし、本売渡対価の交付について TX1 が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主等に対して本売渡対価を支払うものとします。

３．本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

（１）承認に関する判断の根拠及び理由

本株式等売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と、本新株予約権売渡対価は、本新株予約権買付価格と、それぞれ同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（２）意見の根拠及び理由」の「⑤ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、2026 年９月 28 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること、及び TX1 が本新株予約権を取得したとしても行使条件を充足せず行使できないこと等に鑑み、本新株予約権買付価格がそれぞれ１円とされていることから、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記の取締役会決議は、下記「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含みます。）の承認」に記載の方法により決議されております。

① 検討体制の構築の経緯

近時の当社及び当社連結子会社（株式会社プロジェクトカンパニー、株式会社アルトワイズ、株式会社Ｄｒ．健康経営）の計４社（以下「当社グループ」といいます。）を取り巻く事業環境は、生成ＡＩ技術の進展とともに、ＡＩを業務へ実装し、実際の成果につなげる「ＡＩ実装」に対する顧客企業のニーズが急速に高まるなど、大きな変化が進展しているものと認識しております。かかる変化の中、当社は、当社における主な経営課題が、営業基盤の拡大、人材基盤の強化及びＡＩケイパビリティの向上にあるとの認識の下、2026 年１月頃から、中長期的な企業価値向上を目的として、デジタルトランスフォーメーション事業を基盤にＤＸ／ＡＩコンサルティングサービスからＡＩプロダクト開発への展開を進めるとともに、従来からの大企業支援に加えて中堅企業向けのサービス提供まで顧客基盤を拡大する成長戦略の検討を進めており、その実現に向けてアライアンスやM&Ａを含む様々な選択肢について継続的に検討しておりました。

かかる中、当社は、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及

び理由等」の「（２）意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、金融機関からの紹介を通じて、2026 年６月 18 日に、テクノプロ・ホールディングス株式会社（以下「テクノプロ・ホールディングス」といいます。）との間で秘密保持契約書を締結した上で、代表取締役ＣＥＯである土井悠之介氏（以下「土井氏」といいます。）とテクノプロ・ホールディングスとの間で協議が行われました。当該協議において、テクノプロ・ホールディングスの志向する戦略的方向性と当社との親和性、両社が連携することにより当社の目指す企業価値向上の実現が加速する可能性等について意見交換がなされました。その後、2026 年７月２日に、当社の取締役ＣＦＯである松村諒氏との面談を通じて、テクノプロ・ホールディングスにおいて当社の業績実績や事業計画等の定量面に関する理解も高めたとのことです。そして、当社は、テクノプロ・ホールディングスからの提案が当社の企業価値向上及び株主利益の観点から真摯な検討に値するものであるかを見極めるため、2026 年７月２日、面談にてテクノプロ・ホールディングスに対して、現段階で想定される本新株予約権の取扱い等を含む具体的な提案の提示を求めたところ、2026 年７月 16 日、テクノプロ・ホールディングスから、本取引を通じて当社を完全子会社化することを提案する法的拘束力を有しない意向表明書（以下「第一次意向表明書」といいます。）を受領し、併せて本取引の実現可能性及び条件等を検討するためのデュー・ディリジェンス（以下「本デュー・ディリジェンス」といいます。）の申入れを受けました。また、当社は、第一次意向表明書において、経営資源を最大限投入して本取引の検討を速やかに進めるため、本デュー・ディリジェンス開始後、３ヶ月の間、本取引に関する独占交渉権を付与することの要請を受けました。

その後、第一次意向表明書の内容について検討するにあたり、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、2026 年７月 21 日開催の当社取締役会の決議により、テクノプロ・ホールディングス、TX1、当社及び本応募合意株主（注１）からそれぞれ独立したリーガル・アドバイザーとしてＴ＆Ｋ法律事務所を、ファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社ＳＢＩ証券（以下「ＳＢＩ証券」といいます。）及び第三者算定機関としてトラスティーズ・アドバイザリー株式会社（以下「トラスティーズ」といいます。）を、それぞれ選任いたしました。

また、TX1 は、2026 年９月 28 日時点で、当社株券等を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付け及びその他の関係会社等による公開買付けには該当いたしません。また、当社の経営陣の全部又は一部が TX1 に直接又は間接に出資することは予定されておらず、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）（注２）にも該当いたしません。もっとも、本取引においては、本公開買付けの成立後に、金銭を対価として当社を TX1 の完全子会社とするための手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）が実施されることが想定されるため、取引条件の適切さが当社の株主の利益にとって重要になると考えられたこと、TX1 と本応募合意株主との間で、本応募契約（注１）の締結が想定されていたことを踏まえ、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を確保するために、テクノプロ・ホールディングス、TX1、当社及び本応募合意株主から独立した柳沢和正氏（当社独立社外取締役、合同会社ロゴス・パートナーズ代表社員、株式会社プロレド・パートナーズ社外取締役（監査等委員））、桃崎有治氏（当社独立社外取締役、桃崎有治公認会計士事務所代表、公認会計士）、川添丈氏（当社独立社外取締役（監査等委員）、表参道総合法律事務所代表弁護士）の３名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置する旨を 2026 年７月 21 日開催の当社取締役会において決議いたしました（本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、下記「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。当社はテクノプロ・ホールディングスに対し、本特別委員会を設置し、本取引に係る協議及び交渉に応じる意向について、2026 年７月 21 日にメールにて回答いたしました。

（注１）本公開買付けを実施するにあたり、TX1 は、2026 年９月 28 日付で、（ｉ）当社の主要株主かつ筆頭株主（2026 年６月 30 日現在。以下、株主順位の記載において同じです。）であるＳ

ＢＩホールディングス株式会社（以下「ＳＢＩホールディングス」といいます。）（所有株式数：1,631,300株、所有割合：28.65%）、（ⅱ）当社の代表取締役ＣＥＯであり主要株主かつ第２位株主である土井氏（所有株式数：883,000 株、所有割合：15.51%）、及び（ⅲ）当社の主要株主かつ第３位株主であるＤＹ投資事業有限責任組合１号（以下「ＤＹファンド１号」といい、ＳＢＩホールディングス、土井氏及びＤＹファンド１号を総称して、以下「本応募合意株主」といいます。）（所有株式数：860,000 株、所有割合：15.10%）との間で、それぞれ公開買付応募契約書（以下、総称して「本応募契約」といいます。）を締結しており、本応募合意株主が所有する当社株式の全て（所有株式数の合計：3,374,300 株、所有割合の合計：59.27%）について、本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。なお、土井氏は、その所有する当社株式 883,000 株（所有割合：15.51%）のうち530,000 株（所有割合：9.31%）を株式会社みずほ銀行に担保として提供していたとのことですが、土井氏は、当該担保権を2026年９月29日付で解除したとのことです。本応募契約の概要については、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（６）公開買付けに係る重要な合意」の「① 本応募契約（ＳＢＩホールディングス）」、「② 本応募契約（土井氏）」及び「③ 本応募契約（ＤＹファンド１号）」をご参照ください。

（注２）「マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）」とは、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。）のことをいいます。

② 検討・交渉の経緯

当社は、上記体制の下、本取引の意義及び目的を含む本公開買付けの概要、当社を取り巻く事業環境及び当社の事業の状況、本取引が当社に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向、トラスティーズからの当社株式の価値算定結果に関する報告及びＳＢＩ証券からの交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言並びにＴ＆Ｋ法律事務所からの本取引における手続の公正性を確保するための対応についての助言その他の法的助言等を踏まえ、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に協議及び検討を行ってまいりました。

また、当社は、本特別委員会も交えて定期的に協議を行い、本特別委員会により事前に確認された対応方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づき、本特別委員会の意見の内容を最大限尊重しながら、対応を行っております。

具体的には、当社は、テクノプロ・ホールディングスから第一次意向表明書を受領後、本取引の内容を具体的に検討するため、本特別委員会における検討・協議を開始し、まず、2026年７月21日開催の本特別委員会において、ＳＢＩ証券より第一次意向表明書の記載内容に関する説明、また、Ｔ＆Ｋ法律事務所より本公開買付価格の公正性を担保するための措置に関する説明等が実施されました。また、2026年７月24日開催の本特別委員会において、テクノプロ・ホールディングスへの独占交渉権付与について、検討・協議し、他社からより有利な買収提案を受けた場合に当社として当該提案を検討することを可能とするための手当てを行うことを前提に、本特別委員会において、2026 年９月末日までの期限にて独占交渉権の付与を認める方針が確認されました。

さらに、2026 年８月３日開催の本特別委員会において、テクノプロ・ホールディングスより受領した独占交渉権付与に関する覚書案、テクノプロ・ホールディングスに対する質問事項等を検討、協議いたしました。その後、本特別委員会は、2026 年８月３日にテクノプロ・ホールディングスに対して、本取引の意義・目的及び本取引後の経営方針等に関する質問状を提出し、2026年８月10日にテクノプロ・ホールディングスから回答書を受領いたしました。回答書においては、本取引による事業シナジー及び中長期的な企業価値向上の考え方並びに本取引後の経営方針等について説明がなされました。また、2026年８月14日開催の本特別委員会において、テクノプロ・ホールディングスとの面談を実施

し、上記回答書の補足説明を受けるとともに、本取引の意義・目的及び本取引後の経営方針に関する質疑応答を行いました。加えて、当社は、2026 年７月下旬から 2026 年８月中旬までの間、テクノプロ・ホールディングス及びテクノプロ・ホールディングスが選任したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所、財務・税務アドバイザーである株式会社ＫＰＭＧ　ＦＡＳ、ＫＰＭＧ税理士法人、ビジネス・アドバイザーであるグロービング株式会社、コンプライアンス・アドバイザーであるＫｉｒｋｌａｎｄ　＆　Ｅｌｌｉｓ　ＬＬＰによる当社に対する本デュー・ディリジェンスを受け入れ、当社の事業、財務及び将来計画に関する多面的な分析に必要な情報の提供及び説明を行いました。また、当社は、本特別委員会との協議も踏まえ、2026 年８月 25 日付で、テクノプロ・ホールディングスとの間で独占交渉権付与に関する覚書を締結し、テクノプロ・ホールディングスに対して 2026 年９月末日まで（ただし、本公開買付けが公表された場合にはその日まで）の期限にて独占交渉権を付与することといたしました。

その後、当社及び本特別委員会は、2026 年８月 26 日から 2026 年９月 25 日までの間、テクノプロ・ホールディングス及び TX1 との間で本公開買付価格に関する協議・検討を重ねました。

具体的には、当社は、テクノプロ・ホールディングスより、2026 年８月 26 日に、法的拘束力を有する本取引に関する第二次意向表明書の提出を受け、TX1 による当社株券等に対する公開買付け及びスクイーズアウト手続を通じた当社の完全子会社化に係る取引の実施並びに本公開買付価格を 2,050 円（提案日の前営業日である同月 25 日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値 1,078 円に対して 90.17%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格をそれぞれ１円とする旨の提案を受けました。これを受けて、当社及び本特別委員会は、テクノプロ・ホールディングスに対して、2026 年９月１日に、2026 年 12 月期から 2029 年 12 月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）は、当社のコンサルティング事業における人月単価推移等によりその合理性及び達成可能性が裏付けられており、第三者算定機関による算定結果を踏まえると、当社株式に係る提案価格は、当社の本源的価値を十分に反映した水準ではないこと等から、提案価格の引上げを要請しました。

その後、当社は、テクノプロ・ホールディングスより、2026 年９月７日に、本公開買付価格を 2,150 円（提案日の前営業日である同月４日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値 1,127 円に対して 90.77%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格をそれぞれ１円とする旨の提案を受けました。これを受けて、当社及び本特別委員会は、テクノプロ・ホールディングスに対して、2026 年９月８日に、中期経営計画の遂行に必要となる人員体制の構築等から本事業計画の達成の蓋然性はさらに裏付けられており、第三者算定機関による算定結果を踏まえると、当社株式に係る提案価格は、当社の本源的価値を十分に反映した水準ではないこと、本取引に伴う株主優待の廃止により少数株主が失うこととなる経済的利益、及び本取引によるシナジー価値を適切に反映する必要があることから、提案価格の引上げを要請しました。

その後、当社は、テクノプロ・ホールディングスより、2026 年９月 15 日に、本公開買付価格を 2,200 円（提案日の前営業日である同月 14 日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値 1,100 円に対して 100.00%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格をそれぞれ１円とする旨の最終提案を受けました。これを受けて、当社及び本特別委員会は、テクノプロ・ホールディングスに対して、2026 年９月 17 日に、第三者算定機関による算定結果等に基づき、提案価格の引上げを再度要請しました。

その後、当社は、テクノプロ・ホールディングスより、2026 年９月 24 日に、同月 15 日の最終提案において提示した本公開買付価格を 2,200 円（提案日の前営業日である同月 18 日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値 1,120 円に対して 96.43%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格をそれぞれ１円とする提案価格は、テクノプロ・ホールディングスから提示し得る最大限度の条件であり、既に当社の本源的価値を十分に反映させた水準である旨等の回答を受けました。

これを受けて、当社及び本特別委員会は、当該価格は、第三者算定機関による算定結果を踏まえる

と、市場株価法及び類似公開会社比準法による算定結果の上限を上回り、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）による算定結果のレンジの中央値近傍の価格であること、及び近年の類似事例におけるプレミアム水準等の中央値を上回る水準となっていることから、本取引は当社の株主の皆様に対して一定の合理的なプレミアムによる売却機会を与えるものであると判断し、2026年９月25日、テクノプロ・ホールディングスに対して、最終的な意思決定は同月28日に開催される当社取締役会での決議によることを前提として、本公開買付価格を2,200円、本新株予約権買付価格をそれぞれ１円とすることに内諾する旨の回答を行いました。

以上の協議及び交渉を経て、当社は、2026年９月28日、本公開買付価格を2,200円、本新株予約権買付価格をそれぞれ１円として、本取引の一環として本公開買付けを実施することを受諾しました。

③　判断内容

上記経緯の下、当社は、2026年９月28日開催の取締役会において、Ｔ＆Ｋ法律事務所から受けた法的助言、ＳＢＩ証券から受けた財務的見地からの助言及び2026年９月25日付でトラスティーズから提出を受けた当社株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から2026年９月25日付で提出された答申書（以下「本答申書」といいます。）において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値向上に資するか否か、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。その結果、以下のとおり、当社は、TX1による本公開買付けを含む本取引を通じた当社の完全子会社化が当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引は公正な手続を通じて行われることにより少数株主の享受すべき利益が確保されるものになっているとの結論に至りました。

具体的には、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（２）意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社を取り巻く事業環境は、ＡＩ技術の急速な進展、人材獲得競争の激化等により大きな転換点を迎えているところ、今後の中長期的な成長のためには、デジタルトランスフォーメーション事業を基盤として、既存の大企業顧客に加えて中堅企業も含めた顧客基盤の拡充を図ること、ＡＩプロダクトも活用した新たな事業モデルを構築することが必要であると認識しております。当社は、本取引を通じてTX1の完全子会社となることで、テクノプロ・ホールディングス及びテクノプロ・ホールディングスの連結子会社30社で構成される企業グループ（2026年６月30日現在。以下「テクノプログループ」といいます。）の経営資源を活用することが可能となり、デジタルトランスフォーメーション事業の更なる成長に向けて重要となる営業基盤、人材基盤及びＡＩケイパビリティの各要素について、短期間で強化することができると見込まれます。さらに、上場維持には、開示対応、株主総会運営、ＩＲ活動、内部統制及び各種上場維持コスト等、一定の固定的なコスト及び経営資源が必要となるところ、当社株式の非公開化を通じて、これらのコスト及び人的リソースを一定程度削減・最適化できる可能性があり、その経営資源をＡＩプロダクト開発、人材採用、及び新規事業への成長投資へ振り向けることが可能になると考えられます。

なお、一般に、株式の非公開化を行った場合、今後の資金調達手段が制約されるというデメリットが考えられるところ、本取引後は、テクノプログループの経営資源・財務基盤の活用や、金融機関等との連携を通じた資金調達手段の活用により、当社が株式市場から直接資金調達を行う必要性は相対的に低下すると考えられること、また、上場会社として享受してきた信用力・ブランド力の喪失や取引先の減少といったデメリットも想定され得るところ、テクノプログループの事業基盤に加え、当社がこれまでに培ってきた会社としての実績、提供価値及びコンサルタント・エンジニア個人の専門性等に鑑みれば、非公開化やTX1の完全子会社となることにより、当社の事業に重大な悪影響が生じる可能性は限定的であると考えられます。また、加えて、2026年９月28日付で、当社、TX1及びＳＢＩホールディングスとの間で、本取引実行後の当社の子会社である株式会社プロジェクトカンパニーとＳ

ＢＩホールディングスとの間の業務提携の内容及び既存の事業上の取引の継続について定めた業務提携契約（以下「本業務提携契約」といいます。）を締結しており、その他株主等との既存取引や事業への影響も特段生じないものと考えております。

また、当社は、以下の点等を踏まえ、本公開買付価格は妥当性を有しており、当社の株主の皆様に対して、合理的なプレミアムを付した価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

(ア) 本公開買付価格は、当社において、下記「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、テクノプロ・ホールディングス及びTX1との間で真摯な交渉を重ねた結果合意された価格であること。

(イ) 本公開買付価格は、下記「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「① 当社における独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言及び独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書における、トラスティーズによる当社株式の価値算定結果のうち、市場株価法及び類似公開会社比準法による算定結果の上限を上回り、ＤＣＦ法による算定結果のレンジの中央値近傍の価格であること。

(ウ) 本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2026年９月25日の当社株式の東京証券取引所グロース市場における終値1,110円に対して98.20%、同日までの直近１ヶ月間の終値の単純平均値1,109円に対して98.38%、同日までの直近３ヶ月間の終値の単純平均値1,069円に対して105.80%、同日までの直近６ヶ月間の終値の単純平均値1,049円に対して109.72%のプレミアムが加算されたものであること。この点、本公開買付価格は、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年６月28日以降、2026年８月31日までの間に公表されかつ成立したＴＯＢ事例のうち、公開買付者が対象者の非公開化を目的とした事例（ＭＢＯ、連結子会社又は関連会社の完全子会社化、TOKYO PRO Market上場及び投資法人である事例、買付者がＴＯＢ実施前時点で対象者株式を保有している事例、自己株ＴＯＢ、ディスカウントＴＯＢ、二段階ＴＯＢ、同意なき買収、公開買付け公表前にリーク報道又は憶測報道がなされた事例を除く。）120件におけるプレミアム水準（公表日の前営業日の終値、公表前１ヶ月間、公表前３ヶ月間、公表前６ヶ月間の終値の単純平均値それぞれからのプレミアムの中央値（それぞれ43.13%、42.74%、43.10%、44.64%））と比較してこれを上回るプレミアム水準であると認められること。

(エ) 本公開買付価格は、下記「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(iii) 判断内容」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていること。

(オ) 下記「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の各措置を講じる等、当社の少数株主の利益に対して配慮がなされていること。

以上より、当社は、2026年９月28日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること、及びTX1が本新株予約権を取得したとしても行使条件を充足せず行使できないこと等に鑑み、本新株予約権買付価格がそれぞれ１円とされていることから、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

当該取締役会における決議の方法については、下記「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含みます。）の承認」をご参照ください。

その後、当社は、2026年11月12日、TX1より、本公開買付けの結果について、応募された当社株券等の総数が 5,179,837 株（本新株予約権についてはその目的となる株式数に換算しています。）となり、買付予定数の下限（3,554,400 株）以上となったことから、本公開買付けが成立し、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2026年11月18日（本公開買付けの決済の開始日）付で、TX1の所有する当社株式の議決権所有割合は90.98%となり、TX1は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、TX1より、本日付で、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（４）公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式等売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本株式等売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、本日付の取締役会決議において、（ⅰ）本株式等売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、上記のとおり、本取引が当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、（ⅱ）本株式売渡対価は本公開買付価格と、本新株予約権売渡対価は本新株予約権買付価格と、それぞれ同一の価格に設定されていること及び下記「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、下記「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本答申書においても、本取引の条件は公正性・妥当性が認められ、その手続にも公正性が認められると判断されていること等に鑑みれば、本売渡対価は、本売渡株主等にとって合理的な価格であり、本売渡株主等の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、（ⅲ）TX1 は、現預金により本売渡対価の全ての支払を行う予定であるところ、当社としても、当該現預金の裏付として、当社がTX1から受領した2026年11月18日付のTX1の預金残高照会一覧を確認していること、また、TX1 によれば、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は生じておらず、今後発生する具体的な可能性も TX1 は認識していないこと等から、TX1 による本売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、（ⅳ）本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式等売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、（ⅴ）本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本株式等売渡請求は、本売渡株主等の利益に配慮したものであり、その条件等は適正であると判断し、TX1 からの通知のとおり、本株式等売渡請求を承認する旨を決議いたしました。

（２）算定に関する事項

本株式等売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本株式売渡対価は本公開買付価格と、本新株予約権売渡対価は本新株予約権買付価格とそれぞれ同一の価格であることから、当社は、本株式等売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

（３）上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されておりますが、本株式等売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2026年12月10日まで整理銘柄に指定された後、2026年12月11日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできません。

（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式等売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続

として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（３）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、2026年９月28日時点で、TX1は当社株券等を所有しておらず、本公開買付けは当社の支配株主による公開買付け及びその他の関係会社等による公開買付けには該当いたしません。また、当社の経営陣の全部又は一部がTX1に直接又は間接に出資することは予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）にも該当いたしません。

もっとも、本取引においては、本公開買付けの成立後に、金銭を対価とする本スクイーズアウト手続が実施されることが想定されるため、取引条件の適切さが当社の株主の利益にとって特に重要になると考えられたこと、TX1 が、本応募合意株主との間で、本応募合意株主が所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募することを内容とする本応募契約を締結することが想定されたこと（その後、2026 年９月28 日付で本応募契約が締結されております。）から、本応募合意株主と当社の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、TX1 及び当社は、本公開買付価格の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避するため、以下の措置を実施いたしました。

以下の記載のうち、TX1において実施した措置については、TX1から受けた説明に基づくものです。

なお、TX1 は、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（３）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立が不安定なものとなり、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、TX1 は、TX1 及び当社において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施していることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

① 当社における独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言及び独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

（ｉ）独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言

当社は、2026年７月21日開催の当社取締役会において、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、テクノプロ・ホールディングス、TX1、当社及び本応募合意株主から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして、ＳＢＩ証券を選任し、本取引に関する意思決定の方法及び過程、テクノプロ・ホールディングス及びTX1との交渉方針その他の留意事項について、必要な助言を受けております。

ＳＢＩ証券は、テクノプロ・ホールディングス、TX1 及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、ＳＢＩ証券はＳＢＩホールディングスの完全子会社であることから、ＳＢＩ証券を起用することには利益相反のおそれがあると考えられるものの、ＳＢＩ証券から当社に対して、（ａ）ＳＢＩ証券は当社のみのアドバイザーとして関与すること、（ｂ）ＳＢＩホールディングスは独自にテクノプロ・ホールディングス及び TX1 と本応募契約に関する交渉を行い、ＳＢＩ証券はこれに関与しないこと、（ｃ）ＳＢＩ証券とＳＢＩホールディングスの間で情報遮断等の措置を講じること等により、利益相反関係を適切に管理することが可能であると考えられることに加え、（ｄ）ＳＢＩ証券は、株式価値算定については、手続の公正性を担保する観点から、自ら株式価値算定業務を行うのではなく、別途選任された第三者算定機関であるトラスティーズによる株式価値算定結果を踏まえた当社への助言等のサポートにとどめること等、利益相反

関係を排除又は遮断する措置が十分に講じられている旨の説明を受けております。加えて、上記（ｃ）に関して、具体的には、ＳＢＩ証券とＳＢＩホールディングスは、ＳＢＩ証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署とその他の部署及びＳＢＩホールディングスとの間で本取引に関する一切の情報共有を遮断する措置を講じているとのことです。また、当社は、上記各措置の内容及びＳＢＩ証券から受けた説明内容について慎重に検討を行い、これらの措置が講じられていることを前提とすれば、ＳＢＩホールディングスとの関係に起因する利益相反は適切に管理されており、当社の意思決定過程の公正性に問題が生じるものではなく、ＳＢＩ証券の独立性及び公正性に問題はないと判断しております。

なお、ＳＢＩ証券に対する報酬には、本取引の過程にマイルストーンを設定し、各マイルストーンに到達する毎に支払われるマイルストーン報酬（ただし、固定報酬であり、成立した本取引の株価等に応じて変動するものではありません。）が含まれております。本取引の成否が不明な中において、報酬体系を固定報酬のみにすることよりも、報酬の一部をマイルストーン報酬とする方が当社の金銭的負担の観点から望ましく、双方にとって合理的であると考えており、当社としてはマイルストーン報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないとの判断から、上記の報酬体系によりＳＢＩ証券を当社のファイナンシャル・アドバイザーとして選任しております。

（ⅱ）第三者算定機関の名称並びに当社及びTX1との関係

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、テクノプロ・ホールディングス及びTX1から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、テクノプロ・ホールディングス、TX1、当社及び本応募合意株主から独立した第三者算定機関であるトラスティーズに対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書を取得いたしました。

トラスティーズは、テクノプロ・ホールディングス、TX1、当社及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、本取引に係るトラスティーズの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。なお、当社は、下記「② 当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言」乃至「⑤ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保」に記載のとおり、TX1 及び当社において、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しており、当社の少数株主の利益に配慮がなされていると考えていることから、トラスティーズから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

（ⅲ）当社株式に係る算定の概要

トラスティーズは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値を多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所グロース市場に上場していることから市場株価法を、当社と一定の類似性を有する事業を営む上場会社が複数存在し、当該類似公開会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似公開会社比準法を、また、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためにＤＣＦ法をそれぞれ算定方法として採用し、当社株式の株式価値の算定を行ったとのことです。

トラスティーズによれば、上記の各手法に基づいて算定された当社株式１株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法：1,049円～1,110円
類似公開会社比準法：942円～1,332円
ＤＣＦ法：1,913円～2,496円

市場株価法においては、2026 年９月 25 日を算定基準日として、東京証券取引所グロース市場における当社株式の基準日終値 1,110 円、直近１ヶ月間の終値の単純平均値 1,109 円、直近３ヶ月間の終値の単純平均値 1,069 円及び直近６ヶ月間の終値の単純平均値 1,049 円を基に、当社株式の１株当たりの株式価値の範囲は、1,049 円から 1,110 円までと算定しているとのことです。

類似公開会社比準法においては、当社と比較的類似する事業を営む複数の上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社株式の１株当たりの株式価値の範囲を 942 円から 1,332 円までと算定しているとのことです。

ＤＣＦ法においては、当社から開示を受けた本事業計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2026 年７月以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の１株当たりの株式価値の範囲を 1,913 円から 2,496 円までと算定しているとのことです。

トラスティーズが類似公開会社比準法及びＤＣＦ法による算定の前提とした本事業計画は、本公開買付けを検討するにあたり、当社の足元の収益環境及び当社の業績等を踏まえ、将来の単価改善に伴う売上高の成長や、これに伴う人件費等の各種費用の増加を考慮して当社が作成したものです。計画期間は４か年を設定しており、これは将来の事業環境を合理性をもって見通すことが可能な期間を踏まえたものです。なお、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローについて大幅な増減を見込んでいる事業年度は含まれておりません。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎としたトラスティーズによる算定にも盛り込まれていないとのことです。

なお、2026 年９月 28 日付「特別損失計上に伴う業績予想の修正に関するお知らせ」に記載の特別損失については、一過性の費用であることから、財務予測には加味しておりません。

（注）トラスティーズは、当社株式の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。また、当社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含むとのことです。）に関して、独自に評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて当社の財務予測（利益計画その他の情報を含むとのことです。）については、当社の経営陣により算定時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。トラスティーズの算定は 2026 年９月 25 日までの上記情報を反映したものであるとのことです。

（ⅳ）本新株予約権に係る算定の概要

本新株予約権は、本新株予約権買付価格がそれぞれ１円とされていることから、当社は、本新株予約権買付価格について第三者算定機関から算定書を取得しておりません。

② 当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言

当社は、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（３）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言」に記載のとおり、2026 年７月 21 日開催の当社取締役会において、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、テクノプロ・ホールディングス、TX1、当社及び本応募合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてＴ＆Ｋ法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、Ｔ＆Ｋ法律事務所は、テクノプロ・ホールディングス、TX1、当社及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るＴ＆Ｋ法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

③　当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

（ｉ）設置等の経緯

本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（３）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(i) 設置等の経緯」に記載のとおり、当社取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を確保するために、2026 年７月 21 日開催の当社取締役会により、テクノプロ・ホールディングス、TX1、当社及び本応募合意株主から独立した柳沢和正氏（当社独立社外取締役、合同会社ロゴス・パートナーズ代表社員、株式会社プロレド・パートナーズ社外取締役（監査等委員））、桃崎有治氏（当社独立社外取締役、桃崎有治公認会計士事務所代表、公認会計士）、川添丈氏（当社独立社外取締役（監査等委員）、表参道総合法律事務所代表弁護士）の３名によって構成される本特別委員会を設置しました。なお、上記３名は、いずれも東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、本特別委員会の構成については、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ、本特別委員会の開催の機動性及び意見の集約を円滑に図るため、適正な規模をもって構成する観点から、上記３名といたしました。当社は、当初から上記３名を本特別委員会の委員として選任しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。

なお、本特別委員会の委員の互選により、柳沢和正氏（当社独立社外取締役）が本特別委員会の委員長に就任しております。また、本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、（ア）本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するか否かを含む。）、（イ）本取引の条件（本取引により当社の株主に交付される対価を含む。）の公正性・妥当性、（ウ）本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性、（エ）本取引の決定（本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手続に係る決定を含む。）が当社の少数株主にとって不利益なものではないといえるか、（オ）上記（ア）から（エ）を踏まえ、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非（以下、（ア）から（オ）を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を当社取締役会に提出することを委嘱しました。

また、当社は、上記取締役会決議において、本公開買付けに対する意見表明の内容を審議する当社取締役会においては、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は、本公開買付けに賛同しないこととする旨を決議しております。併せて、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、（ａ）本諮問事項についての判断及び検討に必要となる一切の情報を収集・受領する権限、（ｂ）本特別委員会が必要と判断する場合には自ら財務若しくは法務等のアドバイザーを選任し、又は当社の財務若しくは法務等のアドバイザーを承認する権限（なお、本

特別委員会は、当社のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がないなど、本特別委員会として当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、当該アドバイザー等に対して専門的助言を求めることができるものとし、本特別委員会が選任するアドバイザー等の専門的助言に係る合理的な費用は当社が負担するものとしております。)、(ｃ)本取引の取引条件等に関する当社による交渉について、事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示又は要請を行うこと等により、本取引の取引条件等に関する交渉過程に実質的に関与するとともに、必要に応じて自らTX1と直接交渉する権限をそれぞれ付与しております。

(ⅱ)検討の経緯

本特別委員会は、2026年７月21日から同年９月25日までに、会合を合計12回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、2026年７月21日に開催された第１回の会合において、当社が選任したリーガル・アドバイザーであるＴ＆Ｋ法律事務所、ファイナンシャル・アドバイザーであるＳＢＩ証券、第三者算定機関であるトラスティーズにつき、いずれも専門性及び独立性に問題がないこと及び本特別委員会も必要に応じてその専門的助言を受けることができることを確認しております。その上で、本特別委員会は、Ｔ＆Ｋ法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。

また、本特別委員会は、当社から、当社の事業内容、主要な経営課題、本取引により当社の事業に対して想定されるメリット・デメリット、本取引の条件の検討の際に基礎とされる本事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、テクノプロ・ホールディングスから、本取引を提案するに至った検討過程、本取引後に想定している施策の内容、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、並びに本取引後に予定している当社の経営方針等について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社の第三者算定機関であるトラスティーズから、当社株式の株式価値の算定に関する説明を受け、その算定過程に関して質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討いたしました。以上の検討に際して、本特別委員会は、Ｔ＆Ｋ法律事務所及びＳＢＩ証券から、本取引のストラクチャー、各アドバイザーの独立性、本特別委員会の意義・役割等を含む本取引の公正性を担保するための措置、本公開買付価格の算定手法の合理性等について適宜説明・助言を受けております。

そして、本特別委員会は、当社から、当社とテクノプロ・ホールディングス及びTX1との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、当社に対し、交渉方針に関する意見を述べ、必要に応じて価格の引上げを含む条件の再提示及び交渉の継続を要請して、当社とテクノプロ・ホールディングス及びTX1との間における本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程に実質的に関与しております。

(ⅲ)判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下、Ｔ＆Ｋ法律事務所から受けた法的助言、及びＳＢＩ証券から受けた財務的見地からの助言並びに2026年９月25日付で提出を受けた本株式価値算定書の内容を踏まえ

つつ、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2026 年９月 25 日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

ア　答申内容

（ア）本取引は、当社の企業価値の向上に資するものと認められ、その目的は正当かつ合理的と考えられる。
（イ）本取引に係る条件は公正かつ妥当なものであると考えられる。
（ウ）本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であると考えられる。
（エ）本取引の決定は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。
（オ）上記（ア）乃至（エ）の観点から、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、及び本新株予約権者に対して本公開買付けに応募するか否かを本新株予約権者の判断に委ねることは、妥当であると考えられる。

イ　答申理由

（ア）　本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するか否かを含む。）

以下の点を総合的に考慮すると、本取引は、当社の企業価値の向上に資するものと認められ、その目的は正当かつ合理的と考えられる。

・　本特別委員会が当社、テクノプロ・ホールディングスから受けた説明及び本特別委員会に提出された資料を踏まえると、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（２）意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の本取引に至る背景となる当社の事業内容及び事業環境については、当社の属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容や当社取締役会の理解とも整合すると考えられる。

・　そのような事業環境を踏まえ、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（２）意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の本取引後に講じられることが具体的に想定される施策は、当社の現在の事業内容及び経営状況を前提とした合理的なものであり、当社における将来の中長期的な企業価値の向上のための施策として、現実的なものであると考えられる。そして、当該施策が実現されれば、当社の経営課題が改善可能というテクノプロ・ホールディングスの説明にも、不合理な点は認められない。

・　また、一般に、株式の非公開化を行った場合、資金調達手段が制約されるというデメリットが考えられるところ、当社からの説明によれば、本取引後は、テクノプログループの経営資源・財務基盤の活用や、金融機関等との連携を通じた資金調達手段の活用により、当社が株式市場から直接資金調達を行う必要性は相対的に低下するとのことである。そして、上場会社として享受してきた信用力・ブランド力の喪失や取引先の減少といったデメリットも想定され得るところ、テクノプログループの事業基盤に加え、当社がこれまでに培ってきた会社としての実績、提供価値及びコンサルタント・エンジニア個人の専門性等に鑑みれば、非公開化や TX1 の完全子会社となることにより、当社の事業に重大な悪影響が生じる可能性は限定的であると考えているとのことである。加えて、2026 年９月 28 日付で、当社、TX1 及びＳＢＩホールディングスとの間で、本業務提携契

約を締結する予定であり、その他株主等との既存取引や事業への影響も特段生じないと考えているとのことである。

- これらの説明を検討すると、当社株式の上場廃止により、資金調達手段の制約や信用力・ブランド力の喪失や取引先の減少が理論上あり得ることは否定できないが、その影響は限定的と考えられ、当社の説明に不合理な点は見られない。そして、非公開化に伴うデメリットを踏まえても、本取引後に講じられることが想定される企業価値向上策及び当社の企業価値向上に向けたメリットは、当社の非公開化に伴うデメリットを上回ると評価することが可能である。
- 以上を踏まえると、本取引は当社の企業価値の向上に資すると認められ、是認できる。

（イ） 本取引の条件（本取引により当社の株主に交付される対価を含む。）の公正性・妥当性

以下の点を総合的に考慮すると、本取引の条件は公正かつ妥当なものであると考えられる。

- 本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（２）意見の根拠及び理由」の「⑤ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、当社株式に係る公開買付価格は、専門家及び本特別委員会の助言を踏まえて、当社とテクノプロ・ホールディングスとの間の真摯な価格交渉の結果決定されており、また、３回にわたる価格の引上げの要請が行われ、実際にテクノプロ・ホールディングスが当初提案した１株当たり 2,050 円から１株当たり 2,200 円にまで引き上げられている。これらの当社とテクノプロ・ホールディングスとの間の当社株券等に係る公開買付価格の交渉に係る経緯には、不合理な点は認められない。したがって、テクノプロ・ホールディングス及び TX1 との本取引の条件に関する協議・交渉過程は、独立した当事者間の交渉と認められる公正なものであり、企業価値を高めつつ当社の株主及び本新株予約権者にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指した合理的な努力が行われたものと認められる。
- トラスティーズが類似公開会社比準法及びＤＣＦ法による算定の前提とした本事業計画は、本取引において使用することを目的として、当社における独立した社内検討体制の下、策定されたものであり、足元の事業環境を踏まえて努力要素を十分に織り込んだ上で実現可能性を見込むことができる計画数値が設定されているところ、本特別委員会が、作成の前提、内容等について当社に質疑応答を行った上で、その合理性について確認及び承認を行っている。
- 本特別委員会は、本株式価値算定書の内容を検討するとともに、トラスティーズから、本株式価値算定書の内容について説明を受けた。この結果、トラスティーズが当社株式の株式価値算定に用いた上記の各手法は、いずれも現在の実務に照らして一般的かつ合理的な手法であると考えられ、その算定の内容についても現在の実務に照らして一般的かつ合理的なものであると考えられる。また、当該算定の基礎となった本事業計画について、当社からの詳細な説明及び質疑応答を踏まえ、本特別委員会においても、本事業計画の作成経緯（テクノプロ・ホールディングス及び TX1 が本事業計画の作成に関与していないことを含む。）及び当社の現状を把握した上で検討したが、その内容に不合理な点は認められなかった。
- 当社株式に係る公開買付価格は、本株式価値算定書における算定結果のうち、市場株価法及び類似公開会社比準法による算定結果の上限を上回り、かつＤＣＦ法に基づく算定結果のレンジに対して、中央値近傍の価格であり、第三者算定機関による株式価値算定に照らして妥当性が認められる。

・ 当社はフェアネス・オピニオンを取得していないとのことであるが、TX1 及び当社において、当社株式に係る公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられ、当社の少数株主の利益に配慮がなされていることからすれば、フェアネス・オピニオンが必須であるとの事情は認められないため、本株式価値算定書とは別に、フェアネス・オピニオンを取得していないことは不合理ではないと認められる。

・ 当社株式に係る公開買付価格は、2,200 円であるところ、東京証券取引所グロース市場に上場している当社の株式について、本公開買付けの公表日の前営業日である 2026 年９月 25 日の終値 1,110 円に対して 98.20%、同日までの直近１ヶ月間の終値の単純平均値 1,109 円に対して 98.38%、同日までの直近３ヶ月間の終値の単純平均値 1,069 円に対して 105.80%、同日までの直近６ヶ月間の終値の単純平均値 1,049 円に対して 109.72%というプレミアムが付された価格となっている。これに対し、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した 2019 年６月 28 日以降、2026 年８月 31 日までの間に公表されかつ成立したＴＯＢ事例のうち、公開買付者が対象者の非公開化を目的とした事例（ＭＢＯ、連結子会社又は関連会社の完全子会社化、TOKYO PRO Market 上場及び投資法人である事例、買付者がＴＯＢ実施前時点で対象者株式を保有している事例、自己株ＴＯＢ、ディスカウントＴＯＢ、二段階ＴＯＢ、同意なき買収、公開買付け公表前にリーク報道又は憶測報道がなされた事例を除く。）120 件におけるプレミアムの中央値は、公表日の前営業日の終値に対して 43.13%、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値に対して 42.74%、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値に対して 43.10%、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値に対して 44.64%となっている。以上からすると、当社株式に係る公開買付価格のプレミアムは合理的水準にあると考えられる。

・ 本特別委員会がテクノプロ・ホールディングスから受けた説明によれば、本公開買付けが成立した場合には本スクイーズアウト手続を、会社法第２編第２章第４節の２の手続に基づく株式等売渡請求又は会社法第 180 条に基づく株式併合により行うことを予定しているとのことであるが、当該方法は、本取引のような完全子会社化の取引において一般的に採用されている方法であり、本取引の方法として妥当であると考えられる。

・ さらに、本スクイーズアウト手続の条件についても、当社株券等に係る公開買付価格と同一の価格を基準として算定・決定される予定であるところ、本スクイーズアウト手続は、本公開買付けに続く手続として予定されており、時間的に近接した両手続において交付される対価を同一とすることは合理的であると考えられる。

・ 本新株予約権に係る公開買付価格は、１個当たり１円である。この点、本新株予約権のうち、第１回乃至第３回新株予約権は、当社株式１株当たりの行使価格が当社株式に係る公開買付価格を下回っており、かつ権利行使条件を充足していることから、当社株式に係る公開買付価格と行使価格の差額を買付価格とすることも考えられる。もっとも、第１回乃至第３回新株予約権は税制適格要件を満たす形態で発行されているため、税制適格要件を満たさない差額買付けではなく本新株予約権を権利行使の上、普通株式として本公開買付けに応募することに税務上のメリットがあることから、当該本新株予約権者が権利行使をした上で普通株式を本公開買付けに応募することが合理的であると考えられること、また当社グループの役職員であることが行使条件とされているため、TX1 が当該新株予約権を取得してもこれを行使することはできないことから、買付価格を１円とすることは不合理ではないと考えられる。また、第４回新株予約権は、当社グループの役職員であることが行使条件とされていることから、TX1 が当該新株予約権を取得してもこれを行使することはできないことに加え、第４回新株予約権の行使価格は当社株式に係る公開買付価格を上回っていることから、買付価格を１円とすることは不合理

ではないと考えられる。さらに、第５回乃至第７回新株予約権は、当社グループの役職員であることが行使条件とされていることから、TX1 が当該新株予約権を取得してもこれを行使することはできないことに加え、行使期間が未到来であるため、本公開買付けにおける買付期間中に行使することができず、それ自体に行使可能価値がないところ、TX1 からの提案において、これらの本新株予約権については、当社の役職員のモチベーション維持・向上に配慮しつつ、適切な代替措置（実質的に不利益とならない経済的利益の享受が可能なインセンティブを付与すること）をとる予定とのことであり、一定の配慮がなされている。

・ これらを踏まえ、本新株予約権に係る公開買付価格が１円と設定されることは不合理ではないと考えられる。もっとも、当社としてその保有者に応募を推奨する根拠は見当たらない。そのため、本新株予約権者に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の判断に委ねることが相当である。なお、本新株予約権に係る公開買付価格について、当社及び本特別委員会は第三者算定機関から算定書を取得していないが、本新株予約権に係る公開買付価格が上記の理由により１円と決定されていることから、算定書を取得しないことも不合理とはいえない。

・ 以上のとおり、当社株券等に係る公開買付価格は公正かつ妥当なものであり、その決定過程に不合理な点は見当たらず、本公開買付け後に行われる二段階買収において当社の株主に支払われる対価は、当該株主が保有する当社株式について本公開買付けに応募した場合に得られる対価と同一となるよう算定される予定であること、その他の取引条件についても当社の少数株主に不利益となる事情は認められないことから、本取引の条件は公正かつ妥当なものであると考えられる。

（ウ） 本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性

以下の点を総合的に考慮すると、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であると考えられる。

i. 独立した特別委員会の設置・運用

・ 当社は、テクノプロ・ホールディングスより 2026 年７月 16 日付で第一次意向表明書の提出を受け、本取引においては、本スクイーズアウト手続が実施されることが想定されるため、取引条件の適切さが当社の株主の利益にとって特に重要になると考えられたこと、TX1 と本応募合意株主との間でそれぞれ本応募契約の締結が想定されていたことを踏まえ、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を確保するために、Ｔ＆Ｋ法律事務所の助言も踏まえ、本特別委員会の設置、権限及び職責、委員や報酬の検討を開始した。そして、2026 年７月 21 日開催の当社取締役会により、テクノプロ・ホールディングス、TX1、当社及び本応募合意株主から独立した柳沢和正（当社独立社外取締役、合同会社ロゴス・パートナーズ代表社員、株式会社プロレド・パートナーズ社外取締役（監査等委員））、桃崎有治（当社独立社外取締役、桃崎有治公認会計士事務所代表、公認会計士）、川添丈（当社独立社外取締役（監査等委員）、表参道総合法律事務所代表弁護士）の３名によって構成される本特別委員会を設置した。なお、上記３名は、いずれも東京証券取引所に独立役員として届け出ている。また、本特別委員会の構成については、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ、本特別委員会の開催の機動性及び意見の集約を円滑に図るため、適正な規模をもって構成する観点から、上記の３名としたものである。なお、本特別委員会の委員の互選により、柳沢和正が本特別委員会の委員長に就任した。また、当社の取締役のうち、代表取締役ＣＥＯである土井氏は本応募合意株

主であり、テクノプロ・ホールディングス及びTX1との間で利害関係を有するおそれがあることから、本公開買付けを含む本取引に関する審議及び決議には参加していない。このように、本特別委員会については、本特別委員会の設置、権限及び職責、委員の選定や報酬の決定の各過程において、当社の独立社外取締役が主体性をもって実質的に関与する形で行われる体制が確保されていた。

- 当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、本諮問事項を諮問し、この諮問に対する答申書を当社取締役会に提出することを委嘱した。また、当社は、上記取締役会決議において、本公開買付けに対する意見表明の内容を審議する当社取締役会においては、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は、本公開買付けに賛同しないこととする旨を決議している。併せて、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、上記「(i) 設置等の経緯」に記載の権限を付与している。
- また、実際に本特別委員会は、当社及びＳＢＩ証券から、テクノプロ・ホールディングス及びTX1と当社との間における本取引に係る協議、交渉の経緯及び内容等につき、適時に報告を受けるだけでなく、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（２）意見の根拠及び理由」の「⑤当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、テクノプロ・ホールディングス及びTX1に対して、当社とともに複数回にわたり当社株式に係る公開買付価格の見直しを求めることを要請する等、当該公開買付価格についてテクノプロ・ホールディングス及びTX1から2,200円という最終的な提案を受けるに至るまで、その交渉過程に関与してきた。したがって、本特別委員会は、本取引の当初から、交渉過程に実質的に関与していた。
- 本特別委員会におけるアドバイザーの選任に関する権限に基づき、本特別委員会は、2026年7月21日に開催された第１回の会合において、当社が選任したリーガル・アドバイザーであるＴ＆Ｋ法律事務所、ファイナンシャル・アドバイザーであるＳＢＩ証券、第三者算定機関であるトラスティーズにつき、いずれも専門性及び独立性に問題がないこと及び本特別委員会も必要に応じてその専門的助言を受けることができることを確認している。その上で、本特別委員会は、Ｔ＆Ｋ法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っている。本特別委員会は、本取引に関する検討過程において、適時にＴ＆Ｋ法律事務所、ＳＢＩ証券から、本取引のストラクチャー、各アドバイザーの独立性、本特別委員会の意義・役割等を含む本取引の公正性を担保するための措置、公開買付価格の算定手法の合理性等について適宜説明・助言を受けていた。したがって、本特別委員会では、本取引の目的の正当性・合理性、本取引の条件の公正性・妥当性、本取引に係る手続の公正性、及び少数株主に対する不利益性を慎重に検討し協議する体制が確立されていたといえる。
- 本特別委員会における情報の取得に関する権限に基づき、本特別委員会は、当社から、当社の事業内容、主要な経営課題、本取引により当社の事業に対して想定されるメリット・デメリット、本取引の条件の検討の際に基礎とされる本事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行った。また、テクノプロ・ホールディングスから、本取引を提案するに至った検討過程、本取引後に想定している施策の内容、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、並びに本取引後に予定している当社の経営方針等について説明を受け、質疑応答を行った。さらに、当社の第三者算定機関であるトラスティーズから、当

社株式の株式価値の算定に関する説明を受け、その算定過程に関して質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討した。以上の検討に際して、本特別委員会は、Ｔ＆Ｋ法律事務所及びＳＢＩ証券から、本取引のストラクチャー、各アドバイザーの独立性、本特別委員会の意義・役割等を含む本取引の公正性を担保するための措置、公開買付価格の算定手法の合理性等について適宜説明・助言を受けている。このように、本特別委員会は非公開情報も含めて重要な情報を入手し、これを踏まえて検討・判断を行うことのできる状況を確保していた。

- 本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていない。このように、本取引の検討について本特別委員会に求められる役割を適切に果たすための特別の報酬が、本取引の成否と関係なく支払われることとなっていることから、報酬面でも、本取引の成否から独立した立場で判断を行うための手当てがされていることが認められる。
- 当社は、上記取締役会決議において、本公開買付けに対する意見表明の内容を審議する当社取締役会では、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重し、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は、本公開買付けに賛同しないこととする旨を決議した。このように、本取引について、当社取締役会が本特別委員会の意見を最大限尊重して意思決定を行うことのできる体制が確保されていることが認められる。
- 本取引の検討に際し、当社の取締役のうち、代表取締役ＣＥＯである土井氏は、本応募合意株主であり、かつ本取引後も継続して代表取締役として当社の経営にあたることが予定されているため、本取引に関連した当社取締役会の審議及び決議には参加していない。また、当社は、2026 年７月 16 日、テクノプロ・ホールディングスより本取引の提案書を受領し、当社が当該提案について検討を開始した段階で、その後の本取引の検討・交渉を進めるにあたり、本取引に利害関係を有しない取締役である松村諒氏を中心とした事務局を組成した。このように、本取引の検討・交渉に際しては、TX1 から独立した社内検討体制が構築されていたことが認められる。
- 以上の検討のとおり、独立性を有する特別委員会が設置されており、これが有効に機能していることが認められる。

ii. 独立した外部専門家からの専門的助言等の取得

- 当社は、2026 年７月 21 日開催の当社取締役会において、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、テクノプロ・ホールディングス、TX1、当社及び本応募合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてＴ＆Ｋ法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けている。また、Ｔ＆Ｋ法律事務所は、テクノプロ・ホールディングス、TX1、当社及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておらず、本取引に係るＴ＆Ｋ法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていない。そのため、Ｔ＆Ｋ法律事務所について、リーガル・アドバイザーとしての独立性が確保されていることが認められる。
- 当社は、上記取締役会において、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、テクノプロ・ホールディングス、TX1、

当社及び本応募合意株主から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして、ＳＢＩ証券を選任し、本取引に関する意思決定の方法及び過程、テクノプロ・ホールディングス及びTX1との交渉方針その他の留意事項について、必要な助言を受けている。ＳＢＩ証券は、テクノプロ・ホールディングス、TX1、及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。また、ＳＢＩ証券はＳＢＩホールディングスの完全子会社であることから、ＳＢＩ証券を起用することについて利益相反が問題となり得るものの、上記「① 当社における独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言及び独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(i) 独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言」に記載の内容の利益相反関係を排除又は遮断する措置が十分に講じられている旨等の説明を受けている。なお、ＳＢＩ証券に対する報酬には、本取引の過程にマイルストーンを設定し、各マイルストーンに到達する毎に支払われるマイルストーン報酬（ただし、固定報酬であり、成立した本取引の株価等に応じて変動するものではない。）が含まれている。本取引の成否が不明な中において、報酬体系を固定報酬のみにすることよりも、報酬の一部をマイルストーン報酬とする方が当社の金銭的負担の観点から望ましく、双方にとって合理的であると考えており、当社としてはマイルストーン報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないとの判断から、上記の報酬体系によりＳＢＩ証券を当社のファイナンシャル・アドバイザーとして選任している。そのため、ＳＢＩ証券について、ファイナンシャル・アドバイザーとしての独立性が確保されていることが認められる。

・ 当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、テクノプロ・ホールディングス及びTX1から提示された公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、テクノプロ・ホールディングス、TX1、当社及び本応募合意株主から独立した第三者算定機関であるトラスティーズに対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書を取得した。トラスティーズは、テクノプロ・ホールディングス、TX1、当社及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。なお、本取引に係るトラスティーズの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていない。そのため、トラスティーズについて、第三者算定機関としての独立性が確保されていることが認められる。

iii. 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保（マーケット・チェック）

・ TX1は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を30営業日に設定しているとのことである。このように公開買付期間を最短期間より長く設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しているとのことである。また、テクノプロ・ホールディングス及びTX1並びに当社は、本公開買付けの開始後に当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、本公開買付けの開始後に対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っていないとのことである。このように、公開買付期間の設定とあわせ、広く対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮している。

iv. マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定

・ 本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority

of Minority)」に相当する買付予定数の下限は設定されていない。この点、TX1 によれば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定すると、本公開買付けの成立が不安定なものとなり、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、同条件の設定をしていないとのことである。かかる理由には一定の合理性が認められ、また、本取引においては、適切な公正性担保措置が講じられており、公正な手続を通じて当社の株主の利益への十分な配慮がなされていることに照らせば、本公開買付けにおいて、同条件が設定されていなくても、本取引の手続及び条件の公正性・妥当性が否定されるものではないと認められる。

v. 当社の株主及び本新株予約権者への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上

・ 当社の開示資料において、①本特別委員会の委員の独立性に関する情報、②本特別委員会の意見を最大限尊重する旨の当社取締役会の決議内容、③本特別委員会の検討経過、④本特別委員会が当社とテクノプロ・ホールディングス及び TX1 との間の交渉に実質的に関与したことに関する情報、⑤本特別委員会の答申内容及びその理由（本取引の目的の正当性・合理性、本取引の条件の公正性・妥当性、本取引に係る手続の公正性、及び本取引の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないかについての判断理由を含む。）、及び⑥本特別委員会の委員が本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬を受領して本特別委員会に臨んでいる旨が開示される予定であるから、株主及び本新株予約権者による取引の妥当性についての判断に必要な本特別委員会に関する情報は十分に開示されるものと認められる。
・ 当社の開示資料において、①当社取締役会がトラスティーズから取得した本株式価値算定書の内容について、各算定手法（市場株価法、類似公開会社比準法及びＤＣＦ法）及びそれに基づく当社の株式価値の計算過程に関する情報、並びに②トラスティーズがテクノプロ・ホールディングス、TX1、当社及び本応募合意株主から独立性を有し、重要な利害関係を有しないことが開示される予定であるから、株主及び本新株予約権者による取引の妥当性についての判断に必要な株式価値算定書に関する情報は十分に開示されるものと認められる。
・ 当社の開示資料において、（ａ）本取引を実施するに至ったプロセス、当社の事業環境に照らして当該時期に本取引を行うことを選択した背景・目的等、（ｂ）土井氏が本取引に関して特別の利害関係を有する取締役に該当するおそれがあること及び当社取締役会における本取引の検討においては意思決定の過程から土井氏を除外していること、（ｃ）当社とテクノプロ・ホールディングス及び TX1 との間の取引条件に関する協議・交渉の具体的な経緯、（ｄ）対抗提案に対する対応策としての間接的なマーケット・チェックの実施に関する情報、（ｅ）本取引の賛否を決定するための取締役会決議において反対した取締役の有無等の事項を含む情報が開示される予定であるため、株主及び本新株予約権者による取引の妥当性についての判断に必要なその他の情報は十分に開示されるものと認められる。

vi. 強圧性の排除

・ 本取引においては、①本公開買付け後の本スクイーズアウト手続は株式併合又は株式売渡請求により行うことが予定されており、本取引に反対する株主に株式買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームは採用されておらず、②（i）本公開買付けが成立した場合には速やかにスクイーズアウトを行う旨、及び（ii）スクイーズアウト時の価格は当社株券等に係る公開買付価格と同一の価格を基準にする

旨が開示される予定である。そのため、当社の株主及び本新株予約権者は、本公開買付けに応募するか否かにあたって、仮に応募しなかった場合に、不利に取り扱われることが予想される状況には陥らないための配慮がなされている。したがって、本取引においては、当社の株主及び本新株予約権者に対する強圧性を生じさせないための配慮がなされているといえ、本取引の手続に係る公正性の確保に資する対応が取られていると考えられる。

（エ） 本取引の決定（本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手続に係る決定を含む。）が当社の少数株主にとって不利益なものではないといえるか

上記（ア）乃至（ウ）の検討のとおり、本取引の目的には正当性・合理性があり、本取引の条件には公正性・妥当性が認められ、その手続にも公正性が認められることから、本取引の決定は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

（オ） 上記（ア）から（エ）を踏まえ、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

上記（ア）乃至（エ）の検討のとおり、本取引の目的には正当性・合理性があり、本取引の条件には公正性・妥当性が認められ、その手続にも公正性が認められる。したがって、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、及び本新株予約権者に対して本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の判断に委ねることは、妥当であると考えられる。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含みます。）の承認

当社は、Ｔ＆Ｋ法律事務所からの法的助言、ＳＢＩ証券からの財務的見地からの助言、トラスティーズからの本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に協議及び検討を行いました。その結果、当社は、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（２）意見の根拠及び理由」の「⑤ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値の向上が見込まれるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって公正であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026 年９月 28 日開催の当社取締役会において、取締役７名のうち、利害関係を有しない取締役６名（監査等委員である取締役３名を含みます。）全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、土井氏は本応募合意株主であり、テクノプロ・ホールディングス及び TX1 との間で利害関係を有するおそれがあることから、本公開買付けを含む本取引に関する審議及び決議には参加しておりません。

⑤ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

TX1 は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が 20 営業日であるところ、公開買付期間を 30 営業日に設定しているとのことです。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間と比較して長期に設定することにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しているとのことです。

また、テクノプロ・ホールディングス及びTX1並びに当社は、本公開買付けの開始後に当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、本公開買付けの開始後に対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。

このように、公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

４．今後の見通し

本株式等売渡請求の実施に伴い、上記「３．本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「（３）上場廃止となる見込み」に記載のとおり、当社株式は上場廃止となる予定です。

本株式等売渡請求に対する承認の決定後における当社の経営体制等につきましては、今後TX1と当社との間で、協議、検討していく予定です。

５．支配株主との取引等に関する事項

（１）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本日現在、TX1は、当社の支配株主（親会社）であるため、本株式等売渡請求に係る承認は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、2026年３月30日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて、当社及び支配株主との間に重要な利害関係を有しない専門家や第三者機関等からの助言を取得する等、支配株主との取引等の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じることとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを基本方針としております。

本株式等売渡請求の承認を含む本取引に係る当社の意思決定に至る過程においても、当社は、上記「３．本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は上記方針に適合していると考えております。

（２）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「３．本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

（３）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2026年９月25日、テクノプロ・ホールディングス、TX1、当社及び本応募合意株主から独立した本特別委員会から、当社取締役会における本取引についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨を内容とする本答申書を入手しております。

詳細は、上記「３．本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

なお、本答申書は、本株式等売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式等売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係のない者からの意見を改めて取得しておりません。

以　上